

第6章 文化遺産の保存活用（管理）と体制

1. 文化遺産の現状と課題

本市の歴史や文化、伝統を示す文化遺産は、急速に消滅しつつある。とりわけ、中山間地である酒谷地区や細田地区、榎原地区、北郷地区、鶴戸地区などでは、ピークであった昭和35年（1950）頃と比較して、人口が1/3から1/4に減少するなど、各集落の人口が急速に減少してきた。そのため、高齢者人口が集落の半分以上を占める、いわゆる「限界集落」が市域の過半を占めるようになったことに加えて、それまでの生業が維持されなくなり、地域コミュニティも希薄になってきた。そのため、各集落に伝えられてきた伝統芸能やまつり、年中行事等の維持が困難となってきた。

本市の場合、都市部近郊の市町村とは異なり、これまで各種開発のスピードは比較的緩やかであったことから、開発に伴う埋蔵文化財の調査実績も限られており、吾田地区以外では、各集落景観も急激に変化することはなかった。

しかしながら、先に述べたように近年の各集落における人口問題は、集落として維持・伝承してきた歴史や伝統すら消滅する可能性が高いことを示している。伝統芸能やまつり、年中行事以外にも、これまで維持されてきた伝統的建造物が、世代交代によって取り壊されたり、放置空き家となったりする例が出現してきた。

市の財政状況も厳しさを増しており、そうした建造物のうち、地域のランドマークとなっているものや、文化財として価値が高いとされているものについても、公費による保存は困難となってきた。

さらに、本市の場合は、飢肥藩の所在地でありながら、本格的な市史編纂事業などが行われていないため、歴史資料や民俗資料の体系的・悉皆的な調査が実施されることはなかった。そのため、各集落での日常生活はもとより、農業や林業、漁業などで蓄積された技術や経験などについても、生活様式や産業構造の変化によって次第に必要とされなくなり、消滅してしまったものも多いと考えられる。こうした有形無形の民俗資料や産業技術等は、次世代の者が意識して保存や継承しない限り、滅失は免れない。

以上のような現況は、市内全域に共通するが、各地区における現況と課題にも触れてみたい。

（飢肥地区）

飢肥城と伝統的建造物群保存地区を中心に、飢肥藩伊東家の城下町の歴史的風致を良く留めるが、条例によって歴史的景観の保存が担保されているのは、伝統的建造物群保存地区となっているエリアだけである。城下町全体は100ヘクタール近くあるが、保存地区はそのうちの約20ヘクタールでしかなく、日南市美しいまちづくり基本条例による景観計画も現在では策定中である。周囲の丘陵の斜面緑地や酒谷川の清流とともに、飢

肥城下町全体の歴史的景観に価値があることが十分に認知されているとは言い難い。

また、城下町の各所に点在する伝統的建造物のうち、文化財的価値の高い物件についても放置空き家となっている場合がある。これらの保存、改修には多額の経費が必要であるが、活用方針や管理運営団体が明確でない建造物について、公金による対応は難しい。伝統的建造物群保存地区住民の高齢化はすでに40%を超えており、これまであまり評価されてこなかった保存地区外の伝統的建造物が空き家となり、取り壊しされる例が増加してきている。

さらに、城下町周辺に点在する寺社跡や近世墓地等についても、管理者が不在である場合が多く、冬場以外は雑草に埋没して存在を確認することが難しいものが多い。

飢肥城下町は、本市を代表する観光地であるが、伝統的建造物群保存地区外の景観保全と空き家・空き地問題は、今後の飢肥地区におけるまちづくりの大きな課題である。また、飢肥城下町の歴史的風致を構成する数多くの文化遺産が、その価値を正に評価されていない。

（油津地区）

油津の旧市街地は、港町特有の限られた土地に伝統的建造物が密集していることが特徴である。しかし、地区住民の高齢化によって、飢肥と同様に空き家となり、取り壊しされる例が増加してきており、街路に面して建物の軒が連続している町家としての特徴が失われつつある。

さらに旧市街地における商業や漁業関係者の高齢化や減少により、地区内の寺社や辻地蔵などの信仰物件の維持が困難となるとともに、往時のマクロ景気や飢肥杉景気の繁栄ぶりなど、「都市の記憶」を知っている人も少なくなってきた。

一方で、平成6（1994）年から開始された堀川橋から見法寺橋までの堀川運河整備事業は完了し、漁港区となっている堀川橋から油津港までは現在整備中となっている。また、街路についても身近なまちづくり街路支援事業により電柱地中化や道路整備が進み、町並み景観は向上している。さらに、油津赤レンガ館の整備も完了し、今後の活用が期待されている。

（細田地区）

細田地区は、漁業集落であった大堂津と、農村地帯であった細田川流域各集落からなる。大窪は、戦後の合併により編入された。そのため、従来から、地域として抱える課題も異なる。

大堂津は、細田川の河口砂州上の密集した木造住宅街の集落であるが、油津と同じく漁業関係者の高齢化や減少によって空き家となり、取り壊しされる例が増加してきており、地区内の寺社や辻地蔵などの信仰物件の維持が困難となるとともに、建物の軒が連

続している漁業集落としての特徴が失われつつある。

大堂津以外の農村地帯は、江戸時代からの集落景観を維持しているが、地区住民の高齢化により、各地域の神社に伝えられてきた伝統芸能の維持が困難になってきている。また、集落内各所で祀られてきた祠や石塔、墓碑なども、祀る人がいなくなって、存在が忘れられてきている。

（鵜戸地区）

鵜戸神宮のある鵜戸崎に多くの指定文化財が分布する。しかし、鵜戸山仁王護国寺関連の八丁坂周辺の坊跡等、未調査物件も多く、鵜戸山大権現と呼ばれた頃の全体像は絵図でしか確認できない。また、近年の台風や大雨災害で、鵜戸崎各所で地滑りが発生し、自然と調和した文化遺産の景観が悪化している。

また、七浦七峠と呼ばれた各集落をつなぐ鵜戸街道も利用されなくなって久しく、街道沿いの文化遺産も忘れられてきている。

各集落の高齢化率も高く、神楽や盆踊りなどの伝統芸能の継承が危惧される。

（酒谷地区）

市内でも最も平野部の少ない中山間地域である。国道 222 号沿いの集落は、日南ダムや国道の改良で、集落景観が変化している。しかし、それ以外の集落は旧来の景観を良く留めている。とりわけ、全国棚田 100 選にも選ばれた坂元棚田は、早い時期からの保存運動もあって、良好な棚田景観を維持しているが、耕作者の高齢化が著しく、今後の保存が危惧される。また、国道の改良やダム建設で路線が変更されたことにより、石橋である大谷橋と石原橋は遺されたが、今後の保存には、基礎部分の改修工事等も必要である。

地域の大半を占める山林は飢肥杉の植林地であるが、数十年来の杉価格低迷で、手入れの行き届かない箇所も多く、伐採された後も山肌を削った搬出道がそのままとなっている。

さらに、山仕事そのものが減少している上に、機械化も進んだ影響で、山仕事に関する伝統技術の保持者も激減している。

（東郷地区）

平野部の広い農村地帯であるが、適度な住宅化が進み、市内では珍しく人口が横ばいの地区である。そのため、地域コミュニティもよく維持されている。しかし、高速道路建設が進み、農村景観は大きく変貌しようとしている。

（吾田地区）

昭和 12 年（1937）の日本パルプ飫肥工場の操業開始と、昭和 25 年（1950）の日南市役所設置により、急速に市街化した。市内では唯一の人口増加地区である。山沿いの古くからの集落と、水田が住宅街となった新興住宅地からなり、旧住民と新住民による新たなコミュニティづくりが課題となっている。

（北郷地区）

酒谷地区と同じく、地域の大半を飫肥杉林が占める中山間地区で、山林景観の荒廃や山仕事に関する伝統技術の衰退が危惧される。また、飫肥城下から清武を結ぶ飫肥街道についても、飫肥杉の搬出道で分断されたり、日常的な利用がないため、短期間で通行できない状態となる箇所も多く、伐採後の造林で街道内に植林されたりすることもある。

他地区と同様に、地区住民の高齢化と人口減少による伝統芸能の継承が課題である。

郷之原周辺から猪八重溪谷に至る谷筋は、高速道路建設によって地域全体の景観が大きく変貌しつつある。

（南郷地区）

漁業の町である目井津と外浦は、近年の漁業不振と後継者不足により、地区住民の高齢化が進んでいる。林業と同様に、漁業形態の変化により、伝統技術や習俗は消滅の危機にある。

また、江戸時代以降、戦後まで続く外浦湾の埋立は、かつては湾に面した海辺の各集落を農業集落に変え、地域の景観も一変した。

なお、潟上地区は、江戸時代以降の集落景観を良く留めているが、高齢化も著しい。

（榎原地区）

本市を代表する神社の一つである榎原神社の門前町は、流通の拠点としても栄えていた。交通形態も変化した現在、地域全体が農業集落となっている。

そのため、他地区と同様に、高齢化が進み、伝統芸能や年中行事等の地域の記憶が薄れつつある。

2. 文化遺産の再発見

文化遺産とは、歴史や文化、伝統を示す有形・無形の地域の財産であり、地域の個性を示すものである。戦後の日本社会においては、高度経済成長による産業構造の変化とそれに伴う都市部への人口集中、地方の少子高齢化を加速し、本市においても中山間地域を中心に集落の維持を困難にしている。

それまではどの集落にも当たり前にあった郷土芸能や年中行事、農林水産分野での伝統技術が、伝承者の高齢化や減少によって急速に失われつつある。それは、とりもなおさず、地域の歴史や文化、伝統の喪失であり、地域の個性、地域の誇りが失われる過程でもある。

こうした現況においては、地域がこれまで生きてきた歴史を見つめ直すことが、地域がこれからどう生きていくかを考える上でまず取り組むべきことであろう。先人が生きた証しの中にこそ、これからの地域づくりのヒントがあると思われる。

つまり、各地域の文化遺産を再発見する（見つける）、その歴史や価値を知る（学ぶ）ことこそ、地域の個性を再認識し、地域に住み続けるための誇りを再確認する作業になると考える。

さらに、必要なものについては、ハード・ソフトの両面から保存や復興の取り組みを進める（守る、伝える）というシステムを確立する必要がある。こうした地域の財産である文化遺産の再発見や保存・伝承には、その地域の住民が活動の主体となる必要がある。一方、行政と地域住民や各種団体との協働体制も不可欠である。そこで、この節では、まず（見つける）と（学ぶ）ことについて触れる。

（見つける）

①高齢者からの聞き取り

地域の歴史は、各種歴史資料等（文献・石造物・社寺・建造物・埋蔵文化財他）により一定程度確認することができるが、不明な部分が多い。そこで有効なのは、その地域に住む人々の記憶である。記憶には、既に失われたものに関することや、先人達からの伝承、伝統芸能、民俗文化も数多く含んでおり、未発掘の資料の山である。

しかし、すでに大正時代を語る高齢者は少なくなっている。戦前を知る人もいまや少数である。30年前であれば、当然のように語られていた地域での生きた歴史・伝統は、今や知る人のない忘れられた過去になろうとしている。また、かつては当然のようになされてきた世代間での歴史・伝統の伝承が、人口流出や少子高齢化により途切れかかっている。

そこで、いまのうちに、高齢者の方の記憶を聞き取りして、地域の歴史を可能な限り復元することが求められている。

聞き取り対象は、生活全般（生まれ・進学・就職・結婚・子どもの誕生等）、記憶に残る節目の時（小学校入学時・小学校卒業等）の地域の様子、親の仕事、自分がやっていた遊び、都市化等など、個人史から地域史にいたるすべての事柄である。詳細なヒアリング対象者となることに同意いただいた方への個人聞き取り調査は、自宅（若しくは近くの公民館等）で行い、より具体的で深い内容を聞き取り、場所を確定するためにも、可能であれば、現地や現物を前にして語ってもらうことが効果的である。

このような聞き取りは、対象者と聞き取り者の人間関係のみならず、聞き取り者のコミュニケーション能力や聞き取り内容についての理解力等が大きく影響するため、当初は行政担当者や専門家によって実施し、徐々に、各地域の自治組織や高齢者団体等による自主的な取り組みへ移行していくことが望ましい。

【調査対象】

職業別：山仕事従事者（経営者・労働者）、漁業従事者（船主・一般漁民）、農業従事者（米・ミカン等）、商業従事者（呉服・雑貨・飲食等）、職人、主婦

年齢別：81歳以上、71歳～80歳、60歳～70歳

地区別：10地区（北郷・鶴戸・酒谷・飢肥・東郷・吾田・細田・油津・榎原・南郷）

モデル事業終了後も継続して実施し、最終的には、各地区10人×10地区＝100人程度の聞き取りを実施し、報告書にまとめるとともに、聞き取りで得られた情報の内、必要なものについては、所定の手続きを経てデータベースに登録する。

②地区別（集落別）お宝発見ワークショップ

古くから形成されてきた集落（町並み）には、その地域の歴史や文化、伝統を示す文化遺産が多数遺されている。しかし、それらは、地域住民にとって当たり前のものであり、価値ある文化遺産とは認識されてこなかった。そのため、外部には知られず、地域内部でも大切なものとして評価されることは少なかった。

今回のワークショップにおいては、地区住民と地区外の者が一緒になって町歩きを行い、これまで地域で守り伝えられてきた文化遺産を可能な限り把握し、記録することを目的とする。地区住民と外部の意見が一緒になって再発見した文化遺産は、今後のまちづくりに役立つことが期待される。

また、高齢者からのヒアリング（聞き取り調査）と相まって、地区住民と外部の人が、一緒にその地域を歩くことによって、文化遺産に関する情報を共有することが可能となる。

【実施方法】

ワークショップは、高齢者聞き取りに先立って実施する。戦前から景観に大きな変化がなく継続している集落や、地区の特性が特に顕著である集落などを対象に、10地区程度を選定し、『事前準備→まちあるき→調査のまとめ』の手順で行う。参加者は、自治会

長などを通して地元で昔から住む高齢者を中心に声かけしてもらう他、まちづくり活動団体や学生、建築士会などにも呼びかける。

・事前準備

各地区の歴史文化等について、文献等で事前学習を行い、地域の歴史の概要を把握するとともに、資料にまとめ、ワークショップ参加者に配付する。

また、古写真や古地図等地域の変遷等が分かる資料や地図等を準備する。

・町歩き

参加者に地域の概要の説明を行い、参加人数に応じて町歩きのための、班分けを行う。

町歩きを行い、デジタルカメラでの撮影、地図への記入を行いながら、その地域の歴史を物語るものを探して歩く。

町歩きの結果を地図に落とし込み、それぞれが見つけた文化遺産や昔の様子など、町歩きの結果を発表する。

・調査のまとめ

当日撮影した写真や町歩きの結果のとりまとめを行い、必要なものについては、所定の手続きを経てデータベースに登録する。

③分野別の調査

市内の文化遺産について、今回の文化財総合的把握モデル事業による調査以外では、これまでは体系だった調査が行われたことがないため、行政が主体となって、分野別に年次的な調査を実施する。とりわけ、地区住民の高齢化によって緊急を要する民俗芸能や聞き取り調査や、民家などの建造物調査などから実施していくことが望ましい。

今後予定される分野別の調査としては、以下のような分野が考えられる。

- ・民俗芸能調査（神楽・獅子舞等の実態調査）
- ・民俗調査（高齢者の聞き取り調査を中心として、生活文化や社会政治等に関する記憶）
- ・建造物調査（昭和35年以前の伝統的建造物の調査）
- ・古写真調査（昭和35年以前の古写真収集、調査）
- ・古文書調査（宮崎県文書センター所蔵行政文書及び民間所蔵文書の調査）
- ・石造物調査（墓碑や記念碑、信仰塔等の調査）
- ・民具調査（農工具や林業、漁業関係民具等の収集、調査）
- ・その他調査
- ・食文化調査（伝統食や伝統食材等の調査）
- ・方言調査（市内各地域の方言分布と本市の方言から見た地域性の調査）

これらの調査結果は各々報告書として公表するとともに、新たに確認された文化遺産についてはデータベースに登録する。

これらの調査成果は、市民にわかりやすく伝える必要があるため、本市の歴史や文化、伝統等を総合的に取りまとめた市史やリーフレット等の成果物が必要である。

（学 ぶ）

④地元学（日南学）の開催

市内の文化遺産の再発見とは、その存在を確認するだけでなく、できるだけ多くの人によって価値を共有することが大切である。地域の歴史を総合的に理解して、文化遺産の価値に気づき、地域の歴史や文化、伝統を活かしたまちづくりや、文化遺産を保存・継承する人材の育成が必要となる。

そこで、地域の歴史や文化、伝統等を学ぶための地元学（日南学）講座を開講することが必要となる。この講座では、講義だけではなく、（見つける）で実施するワークショップや聞き取りなども併せて行い、自らが地域の特色を生かしたまちづくりを行う能力を身につけることを目指したい。

また、学校教育においても、本市の特色ある教育方針として、地域の歴史・伝統を継承する学習の推進（ふるさと学習の充実）を掲げている。

⑤大学等研究機関等（専門家）との連携

文化遺産の各種調査や聞き取り、地元学（日南学）講座等を実施するためには、市内関係者だけでなく、大学等研究機関における各分野の研究者（専門家）の助力が必要である。

とりわけ、未発表の膨大な日南市関係近現代文書を所蔵する宮崎県文書センターや、県内及び鹿児島県の大学や各種研究機関等とは、日常的に積極的な連携を図る必要がある。

3. 文化遺産の保存・継承について

数多い文化遺産を守り次ぐためには、行政と市民がその価値を共有するとともに、それぞれの役割を果たしながら保存や継承のための取り組みを進める（守る、伝える）システムを確立する必要がある。ここでは、行政の行うべき施策と市民が主体となって行うべき活動について触れる。

（１）行政の役割

①文化財指定と管理、整備

文化遺産のうち、必要な物件については、行政が詳細な調査を行い、文化財保護法や県や市の文化財保護条例に基づき文化財として指定する。また、指定文化財の劣化や毀損などについては、地域住民との連携による日常的なモニタリングを行い、必要に応じて、修理や整備等を直接又は補助事業として行う。修理や整備等は、文化財保護法や関連条例に基づき、審議会や専門家等の指導を受けて実施する。

②人材育成と組織づくり

文化遺産の保存・継承を担う人材育成のために、地元学（日南学）講座を開催する。この講座は、ステップアップすることにより、最終的には地域の歴史や文化、伝統を活かしたまちづくりや、文化遺産を保存・継承する文化財総合マネージャーの育成を目指したい。

また、各地域での文化遺産の見守りのために、自治会や地域協議会内に文化遺産の見守りやそれを生かしたまちづくり担当を組織してもらい、既存の各種まちづくり団体等による文化遺産の保存・継承活動やそれを活かしたまちづくり活動を支援する。具体的には、情報提供や活動経費の補助、技術の指導等、文化遺産の実態や地域活動に応じたきめ細やかな支援を行うことが必要である。

とりわけ、民俗芸能等の継承に関しては、活動場所や発表機会の提供、後継者育成、道具や衣装等にかかる費用の補助などに関わる仕組みづくりを進める。

③文化遺産サインの設置

文化遺産の存在を周知するための最も基本的な方法は、サインの設置である。指定文化財のみならず、データベース化された文化遺産の中で、関連文化財群の中で主な文化遺産など、必要に応じて可能な限りサインを設置していく必要がある。

④文化遺産情報の発信

これまで文化遺産として市民が意識してこなかったものを中心に、市の広報等情報誌

によって文化遺産を紹介する。また、文化遺産（関連文化財群）マップの作成、ホームページでの公開や、市関連施設でのデータベースの閲覧を可能にする。

さらに、ワークショップや高齢者からの聞き取りを企画し、市民とともに文化遺産の拾い出しを行うことにより、文化遺産に対する価値を共有する。

また、文化遺産がまちおこしや地域の行事・イベント、社会教育、生涯学習、学校教育などに幅広く活用できるように行政各部局と連携して実施する。

⑤学校教育における保存・継承活動

学校教育でのふるさと学習や関連諸活動（文化財愛護少年団、学校支援地域本部、放課後子ども教室、学童クラブ、親子会、PTA等）において、地元学（日南学）を推進するとともに、伝統芸能の継承や老人クラブ等との世代間交流の促進を図り、地域の歴史や文化、伝統への愛着と誇りを定着させる。

⑥地域の伝統産業育成

本市の経済を支えてきた伝統産業である農林水産業のうち、飫肥杉やマグロ、カツオなど、本市の基幹産業であり、地域ブランドとなりえる製品について、積極的にブランド化を図る。

とりわけ、飫肥杉を生かしたまちづくりの推進は、本市の景観や経済活性化に大きく寄与することが見込まれることから、今後も積極的に推進する。

また、飫肥城下町の石垣や墓石等を保存・継承するためには、飫肥石に関わる技術継承や石切場の確保など、飫肥石文化の保護・育成が必要である。

（２）市民の役割

数多い文化遺産を適切に保存・継承していくためには、日常的に見守りすることが可能な市民の力が不可欠である。また、地域の個性、すなわち、地域の歴史や文化、伝統を活かしたまちづくりを推進するためには、地域住民自らが積極的に関わることが求められる。市民の既存組織やコミュニティのあり方を活用・反映した文化遺産の保存・継承を図る。

①地縁組織による保存・継承

基本的には自治会単位での文化遺産の見守りや伝承が望ましい。地域を対象としたワークショップや高齢者からの聞き取りなどに参加することで、文化遺産を再発見し、地域の活動が活発になることが期待される。

しかし、伝統芸能等の保存・継承の後継者不足が課題となっているように、各地域で活動できる人材は限られている。そこで、中学校区単位で地域協議会等の自治組織を再編して、広域の自治組織による保存・継承も検討すべきである。

②まちづくり団体等との連携

市民が、地域に誇りを持って各種のまちづくり活動を行うためには、地域の歴史や文化、伝統について、自ら学習して、文化遺産の価値を再発見することが望ましい。しかし既存の地縁組織は弱体化傾向にあることから、文化遺産の保存・継承には、まちづくり団体の活動が重要となってきた。

これまでも、やっちみろかい酒谷やN I C 2 1、合名会社油津赤レンガ館、飫肥楽市楽座、日南市観光ガイドボランティア等、多くの団体が文化遺産を生かしたまちづくりに参画している。

今後は、これらの団体の活動に対して情報提供をはじめとする各種支援を行うことにより、行政との連携を強化するとともに、団体間相互の交流や情報共有を図る。

さらに、飫肥や油津地区の空き家の活用についても、新たなN P O団体の設立等、行政と民間の間に立って活動できる組織が求められている。

4. 文化財指定の考え方

数多い文化遺産のうち、本市の歴史や文化、伝統を理解する上で重要なもの、または学術的価値の高いもの、本市の自然を記念するものや学術上貴重なもの等については、文化財として指定し、保護するものとする。

なお、日南市文化財保護条例では、第2条において、次のように文化財を定義している。

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため、欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で、芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「史跡」「名勝」「天然記念物」を総称して「記念物」という。）
- (5) 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化的景観）
- (6) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（伝統的建造物群）

現時点では、本市における文化財の指定は、地域や種別に偏りが大きいため、文化財指定方針を明確にした上で、現在の指定文化財を含めて、指定のあり方を再検討する。そこで、文化遺産（未指定文化財）のデータベースを市独自の登録文化財として位置付けて、指定文化財を含めたすべての文化遺産の評価を年次的に行い、必要な文化遺産については指定するとともに、場合によっては、指定解除も検討する。

文化財指定した場合の所有者や管理責任者、管理団体に対する管理経費や修理費の支援については、明確な基準の設定とともに、場合によっては弾力的な運用も可能な要綱等を制定する必要がある。

5. 文化遺産の情報発信について

文化遺産についての情報発信は、文化遺産の認知に直接関わる重要な方策であるので、市が中心となって次のような施策を行うが、関係団体の活動や雑誌、テレビ等のマスコミについても積極的に活用するものとする。

- ・文化遺産データベースの公開
- ・文化遺産サインの設置
- ・町歩きマップの作成
- ・文化遺産めぐりの実施
- ・建造物の活用（イベント、観光案内、宿泊、特産品販売、喫茶・食事等）
- ・伝統芸能見学会、発表大会の開催
- ・伝統食（郷土食）の再現、商品化

6. 法的整備

本基本構想を具体化するために、将来的には次のような内容の条例改正が必要となると思われる。

条例には、これまでの文化財保護条例の内容に加えて、「文化遺産」、「関連文化財群」、「歴史文化財保存活用区域」の位置付けと「文化遺産審議会」の設置を明文化する。

（１）文化遺産審議会の設置

文化遺産審議会は、市内外の有識者で構成し、文化遺産の調査、保存と活用に関して、市の諮問に応じて文化遺産を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項に関し、関連文化財群の認定、歴史文化財保存活用区域の設定等、必要と認める事項を建議する。

（２）歴史文化財保存活用区域の設定

文化財を活かしたまちづくりのモデル地区としての文化財保存活用区域を設定する。

文化財保存活用区域とは、歴史文化基本構想で策定した関連文化財群のうち、主要な文化財が分布し、かつ集中する範囲について、保存活用することを目的とする区域である。

したがって、本市の歴史や文化、伝統を最も良く表した区域でもあるため、交流人口の増加や移住者の増加等も期待できる。区域内の主要な文化財について、説明板や案内板等を設置する。さらに、文化財マップや解説書の作成等により、市民や市外からの来訪者が、気軽に楽しく、地域の歴史を学びながら見て歩くことのできる環境整備を行う。